

『医療系介護報酬改定のポイント』2018年4月版 正誤及び追補

(2018.4.5現在)

■印を付したものは、3月23日以降に示された厚労省告示、通知及び事務連絡等による追捕です。

※厚労省による追加通知・告示により、本書による解説内容が変更となる場合があります。

頁	訂正箇所	誤	正
111	上から8行目	(10) <u>⑥事業所評価加算の取扱いについて</u> <u>(内容に変更なし：略)</u>	(10) <u>⑥事業所評価加算の取扱いについて</u> <u>事業所評価加算の別に厚生労働大臣が定める基準は以下のとおりとする。</u> <u>① 別に定める基準ハの要件の算出式</u> <u>評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数／評価対象期間内に介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリーションをそれぞれ利用した者の数≥0.6</u> <u>② 別に定める基準ニの要件の算出式</u> <u>(要支援状態区分の維持者数+改善者数)×2／評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数≥0.7</u>
■174	下から18行目	…薬剤師の助言が必要であると <u>介護支援専門員</u> が判断したものについて、…	…薬剤師の助言が必要であると <u>担当職員</u> が判断したものについて、…
■193	下から18行目	第1 <u>・ 第2 (略)</u>	第1 <u> (略)</u> 第2 <u> 指定の単位等について</u> <u>1～4 (略)</u> <u>5 例外的に、</u> <u>①～③ (略)</u> <u>のいずれかについては、病室単位で指定を受け、又は除外することができるものとする (②及び③に係る指定の効力は、平成36年3月31日までの間に限る)。</u> <u>(略)</u>
■193	下から16行目	1～ <u>3</u> (略)	1～ <u>2</u> (略) <u>3 経過措置</u> <u>(1)～(3) (略)</u> <u>(4) 経過型介護療養型医療施設の人員・設備基準</u> <u>① 療養病床又は老人性認知症患療養病棟を有する病院が、介護老人保健施設等への円滑な転換を図れるよう、平成36年3月31日までの間の経過的類型として、経過型介護療養型医療施設を設ける。</u> <u>② (略)</u>
■212	下から3行目の下に、右記を挿入	⑤ <u>併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について</u> <u>併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとする。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数（特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所生活介護の対象</u>	

		者の数)を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は④に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。	
■333	上から10行目	介護保健施設サービス費の「認知症専門ケア加算」に準ずる。(変更なし:略)	介護療養型医療施設(病院)の短期入所療養介護における認知症専門ケア加算の基準と同じ(→P214)
401	表中、左から4列目の看護配置欄	6:1 (併設型小規模以外の場合? <u>及び</u> ユニット型I型特別の場合?は看護師2割以上が必要)	6:1 (併設型小規模以外の場合及びユニット型I型特別の場合は看護師2割以上が必要)
■460	上から4行目	(2) (1)にかかわらず、 <u>基準省令第27条第3項ただし書の規定により、II型療養床のみ有する介護医療院等、介護医療院に宿直を行う医師を置かない場合にあっては…</u>	(2) (1)にかかわらず、II型療養床のみ有する介護医療院 <u>であって、基準省令第27条第3項ただし書の規定により、介護医療院に宿直を行う医師を置かない場合にあっては…</u>
■517	上から4~10行目を右記に差し替え	<p>② <u>認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数(要支援者を含む)の平均で算定する。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。</u></p> <p>③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指す。<u>ただし、平成31年3月31日までの間にあっては、「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護実践リーダー研修の研修対象者(認知症介護実践者等養成事業実施要綱(平成21年3月26日老発第0326003号。以下「要綱」という)4(1)③イに掲げる者)に該当する者であって、かつ、平成30年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含む。</u></p> <p>④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。<u>ただし、平成31年3月31日までの間にあっては、「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護指導者研修の研修対象者(要綱4(5)③において都道府県等から推薦を受けた者又は介護保険施設・事業所等の長から推薦を受けた者)に該当する者であって、かつ、平成30年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。</u></p> <p>⑤ <u>併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について</u> <u>併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとする。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数(特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所生活介護の対象者の数)を合算した数が20未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は④に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。</u></p>	
■517	下から8行目	⑤ 指定短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又	(削除)

		<u>は言語聴覚士として勤務を行う職員を指す。</u>	
■573	表中下から2段目	(2) 評価対象期間内に <u>介護予防訪問リハビリテーションを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者</u> の数	(2) 評価対象期間内に更新・変更認定を受けた者の数

保団連正誤表

検索

<http://hodanren.doc-net.or.jp/>

